

公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会及び一般社団法人鹿児島県理学療法士作業療法士言語聴覚士連絡協議会に所属するものとする。

- 2 前項の会員資格を失ったときは、この法人の会員たる資格を失う。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は、この法人からの連絡は行わない。
- 4 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の会費は年額9,000円とする。ただし、資格取得年度の入会に限り、これを5,000円とする。

- 2 入会金は、5,000円とする。
- 3 賛助会員会費は、入会金10,000円、会費は年額1口10,000円とする。
- 4 名誉会員の会費は、免除する。
- 5 一定の要件を満たす正会員の会費等の減免措置については、別に定める。
- 6 会費納入期限は、当年度入会者を除き、前年度の3月31日とする。

(代議員に関する項)

第5条 代議員は、定款第6条2項～第9項の各項に基づき、この法人の選挙規定により、第8条に定める地区ごとに選出する。

- 2 各地区の代議員数の算出にあたっては、各地区会員数（休会者を除く）を定款第6条2項に定めた数で除した数とし、小数点以下を切り上げる。なお、会員数は任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。
- 3 代議員は、総会に提出された議題を討議し、決議することができる。

- 4 代議員は、各部長を兼ねることができる。
- 5 次の各号の一に該当する場合には、代議員資格を喪失する。
 - (1) 会員資格を喪失したとき
 - (2) 会員の権利停止となったとき
 - (3) 辞任を申し出たとき
 - (4) 選出地区から異動したとき

(顧問及び相談役に関する項)

- 第6条 この法人に、この法人の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は無報酬とする。
 - 4 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 5 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定を準用する。

(委員会に関する項)

- 第7条 この法人に、理事会の諮問機関としての諮問委員会及び執行機関としての執行委員会を置くことができる。
- 2 前項に定める委員会の委員長は理事会で選出し、その他の委員は委員長が推薦し、理事会の承認を得る。
 - 3 この法人に、会長の諮問機関としての諮問委員会を置くことができる。
 - 4 前項に定める委員会の委員長及び委員は、会長が任命する。
 - 5 会長は、本条1項及び3項に定める委員会に対して、諮問の内容又は執行する業務及びその期間を具体的に示して、委員会の遂行に便宜を与えなければならぬ。また、委員会は、時期を逸しないように進めなければならない。
 - 6 総会の下に、次の委員会を置き、その詳細を別に定める
 - (1) 選挙管理委員会

(地区に関する項)

- 第8条 この法人の事業を円滑に行うため、以下の地区割を行う。
- (1) 鹿児島北地区
 - (2) 鹿児島中央地区
 - (3) 鹿児島南地区
 - (4) 姶良地区
 - (5) 北薩地区

- (6) 西薩地区
- (7) 南薩地区
- (8) 大隅地区
- (9) 種子島・屋久島地区
- (10) 奄美地区

(資産管理に関する項)

第9条 この法人の定款第39条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、会長が担当者に管理を委託する。

(財務に関する項)

第10条 備品台帳には、購入価格に関係なく記載するものとする。

- 2 この法人の正会員が、行動する為の運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。
- 3 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規程により算定を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第11条 この法人の会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第12条 この法人の慶弔に関しては、別に定める

(細則の改廃に関する項)

第13条 この細則の改廃は、理事会の議決による。但し、第4条の会費に関する項及び第5条の代議員に関する項については、総会の決議を要する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

この細則は、平成26年2月16日一部改正により施行する。

この細則は、平成28年5月22日より一部改正により施行する。

この細則は、平成29年10月1日より一部改正（会費納入に関すること）により施行する。

この細則は、平成30年4月1日より一部改正（代議員制に関すること）により施行する。

この細則は、令和6年3月15日より一部改正（会員に関する項、委員会に関する項、地区に関する項、細則の改廃に関する項）により施行する。

この細則は、令和6年11月22日より一部改正（会費納入に関すること）により施行する。

別表 各地区所属市町村

鹿児島北地区	有村町、有屋田町、池之上町、伊敷、伊敷台、伊敷町、泉町、稻荷町、岡之原町、小川町、加治屋町、春日町、上竜尾町、上本町、川上町、川田町、祇園之洲町、錦江町、金生町、黒神町、花野光ヶ丘、甲突町、高免町、郡山岳町、郡山町、吳服町、小山田町、坂元町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、清水町、下伊敷、下伊敷町、下田町、下竜尾町、城南町、城山、城山町、新島町、新照院町、新町、新屋敷町、住吉町、千日町、千年、草牟田、草牟田町、大黒町、大明丘、大竜町、玉里団地、玉里町、鼓川町、樋之口町、照国町、長田町、中町、南林寺町、西伊敷、西坂元町、西佐多町、西千石町、西俣町、野尻町、花尾町、浜町、東坂元、東桜島町、東佐多町、東千石町、東俣町、冷水町、平之町、船津町、古里町、堀江町、本港新町、本城町、本名町、松原町、緑ヶ丘町、皆与志町、宮之浦町、牟礼岡、名山町、持木町、易居町、柳町、山下町、山之口町、油須木町、吉野町、吉野、若葉町、十島村、三島村
鹿児島中央地区	荒田、犬迫町、上荒田町、上之園町、小野、小野町、鴨池、高麗町、郡元、下荒田、城西、鷹師、武、武岡、中央町、天保山町、常盤、常磐町、永吉、西田、原良、原良町、明和、薬師、与次郎、
鹿児島南地区	石谷町、入佐町、魚見町、宇宿、小原町、卸本町、上谷口町、上福元町、鴨池新町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入町、希望ヶ丘町、錦江台、皇徳寺台、向陽、郡元町、五ヶ別府町、小松原、坂之上、桜ヶ丘、三和町、慈眼寺町、下福元町、自由ヶ丘、松陽台町、新栄町、西陵、清和、田上、田上台、田上町、谷山港、谷山中央、中央港新町、中山、中山町、東開町、唐湊、直木町、七ツ島、南栄、西谷山、西別府町、西紫原町、春山町、東郡元町、東谷山、光山、日之出町、平川町、平田町、広木、福山町、星ヶ峯、真砂町、真砂本町、南郡元町、南新町、紫原、山田町、四元町、和田
姶良地区	姶良市、霧島市
北薩地区	薩摩川内市、阿久根市、出水市、伊佐市、さつま町、湧水町、長島町
西薩地区	いちき串木野市、日置市
南薩地区	南さつま市、南九州市、枕崎市、指宿市
大隅地区	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地区	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
奄美地区	奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、天城町、徳之島町、伊仙町、和泊町、知名町、喜界町、与論町

